

再入国許可延長／Re-Entry Permit 延長

日本に一時帰国中に再入国許可の期限が切れた場合、大使館にて延長手続きが可能。事前にジャカルタの入国管理局にて現地身元保証人が延長許可書を申請し、身元保証人が現地入国管理局より許可の通知を受領後、大使館にて延長の手続きを行う。

必要書類	詳細
パスポート（原本）	ビザのステッカーがある有効なもの
パスポートのコピー	データ面、ビザ面（A4版）
延長許可	ジャカルタ入国管理局よりの許可（コピー可）
滞在許可書（KITAS）	オリジナル
ブルーブック	オリジナル
料金	10,000円（消費税別）
取得日数	申請日の翌々日（土・日、両国祝日は含まない）

*領事判断で面接または追加書類の提出が求められる場合もあります。